

下関市立大学学生委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 13 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 29 年 3 月 1 日規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 15 条に基づき設置される下関市立大学学生委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の厚生に関すること。
- (2) 学生の生活支援に関すること。
- (3) 授業料等減免・奨学金に関すること（外国人留学生に関するものを除く。）。
- (4) 特待生に関すること（外国人留学生に関するものを除く。）
- (5) 学生の課外活動に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること（修学上の賞罰に関するものを除く。）。
- (7) 健康相談室の運営に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 健康相談室長
- (3) 健康スポーツ科学担当教員 1 名
- (4) 学部長が指名する教員 2 名
- (5) 学務グループ長
- (6) 学生支援班長

(任期)

第 4 条 前条第 3 号及び第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学部長をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、第3条第3号及び第4号の委員のうち委員長が指名する1名をもって充てる。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務グループ学生支援班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日規程第11号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。